

平成24年（ワ）118号

冒頭陳述要旨

平成24年7月25日

前崎地方裁判所刑事第2部 御中

被告人 宮崎 栄一

弁護人 ○ ○ ○ ○

本件に関する弁護人の主張は以下のとおりです。

1 宮崎さんは、本件犯行を行っていません。

そのことを弁護人は、以下のとおり、宮崎さんには本件犯行の動機がないこと、宮崎さんが、犯行当時、「村上」と銘うたれた出刃包丁や、NICEのパーカーを所有していなかったこと、宮崎さんが犯行当時けやきランニングで「それでも麻呂はやってない」という映画を観ていたことなどから証明します。

2 まず、宮崎さんには、被害者を殺害する動機はありません。

確かに、宮崎さんは、巨大匿名掲示板3ちゃんねるに通り魔事件を起こす旨の書き込みをしました。しかし、これは、就職活動の失敗や、多くの女性から交際を断られたことから、社会に不満を感じ、世間を騒がせることにより不満を解消しようと考え行ったもので、宮崎さんは、実際に通り魔事件を実行するつもりはありませんでした。

また、宮崎さんは、被害者との面識がなく、被害者を殺傷する動機がありません。

このことは、被害者の証言や宮崎さん本人の証言で証明いたします。

3 次に、宮崎さんは、「村上」と銘うたれた出刃包丁を持っていましたが、平成24年3月22日に、一人で赤木山にキャンプへ行ったときにこの出刃包丁を紛失してしております。したがって、宮崎さんは、犯行当日、「村上」と銘うたれた出刃包丁を所有していませんでした。

宮崎さんは、赤木山のどの辺りで出刃包丁を紛失したか気づきませんでしたが、宮崎さんが平成24年3月22日に赤木山にキャンプに行ったことを、宮崎さん本人の証言により証明いたします。

4 また、宮崎さんは、平成24年3月5日、東京都文京区にあるNICEショップで犯人が犯行時着用していたと考えられるNICEのパーカーと同じ製品を購入しましたが、購入後すぐに東京の古着屋で売却しており、犯行日にはNICEのパーカーを所有していませんでした。

このことは、宮崎さん本人の証言により証明いたします。

5 さらに、宮崎さんは、犯行当時、けやきランニングで「それでも麻呂はやってない」という映画を観ていました。

このことは、宮崎さんが、上映時間が打刻されている映画の半券を所持していることや、宮崎さん本人の証言により証明いたします。

6 以上より、宮崎さんは、犯行当日、本件犯行に使用された「村上」と銘うたれた出刃包丁や、犯人が着ていたと思われるNICEのパーカーを所有しておらず、かつ、犯行当時、けやきランニングで映画を観ていたため、本件犯行は不可能でした。

したがって、宮崎さんが無罪であることは明らかです。

以上